

食用植物油

意見提出者	題・ご意見
65歳 男性	<p>加工食品の原料原産地表示に関する意見</p> <p>1.胡麻油は一次加工品との誤解があるようですが、実際には二次加工品であり、現行JAS法ではこの概念に基づく表示が実施されています。</p> <p>2.搾油用として輸入いたしております胡麻原料産地は20カ国以上に亘り、特定の国だけを選択して使用できる状況にありません。近年原料事情がタイトになりより一層厳しくなっております。</p> <p>3.製品は缶、ビン、ペットボトルなど荷姿は多岐に亘り、表示もシュリンクフィルム、紙ラベルがあり、あらかじめ20カ国以上のものを用意するのは不可能です。</p> <p>可能にするためには多大な時間と費用がかかります。</p>
50歳 男性	<p>食用植物油の原料原産地表示について</p> <ul style="list-style-type: none"> 原料原産地表示は、その方法や内容によっては一般消費者の混乱や誤解を招く危険性をはらんでいる。混乱や誤解を避けるために、表示に直接的・間接的に関係する諸制度が整備されることが重要である。また、諸制度は、事業者の実行可能性が十分担保されなければならない。 食用植物油の原料については次のような実情がある。 <ol style="list-style-type: none"> ① 原料の定義について： 現行の「食用植物油脂品質表示基準」では、原材料名の表示に際し原料油脂は「食用〇〇油」（“〇〇”は油糧作物名）等と記載することになっている（油糧作物名は原材料名ではない）。 ② 油糧作物の原産国について： 油糧作物は複数の原産国のものを使用している。原産国が時期によって変動したり、複数の原産国のものを混合使用したりする際に、その都度国名や順序が変わることに対応して包材を切替えることは不可能である。 ③ 原料油脂の原料である粗油について： 原料油脂の原料となる粗油を外部から購買（国内、国外含む）し、自社で精製して原料油脂とすることがある。粗油によっては、油糧作物の原産国（原産地）を特定できない場合がある（大括りな原産国の把握は可）。 ④ ユーザーへの原産国情報開示について： 事業者間取引において、ユーザーの求めに応じて油糧作物の原産国情報を開示することがある。ユーザーが、食用植物油を使用した加工食品の原料原産地表示を行なう場合は、上記実情を踏まえる必要がある。 食用植物油の原料原産地表示制度化にあたっては、制度の有効性や信頼性を確保するためにも、上記実情を踏まえた上で事業者が遵守可能となるよう配慮いただきたい。
58歳 男性	<p>胡麻油の原料原産地表示に関する意見</p> <p>1)胡麻は単一面積当たりの収穫量が他の穀物と比較し非常に小さく、又胡麻の性質上機械収穫が出来ない。従って胡麻の生産には広大な土地と膨大な人力が必要であり、胡麻の生産国は大多数が開発途上国である。世界の胡麻生産量は350万トン程度しか無く、流通量に至っては100数十万トンしか無い。しかし胡麻を生産している国は100カ国以上であると推定される。胡麻を大規模に生産している農家は皆無に近く大多数は小農家である。又胡麻は換金穀物であり、胡麻を主として生産している農家も皆無に近く、大多数の農家は主食を主体に生産し、畑に余裕があれば、その時に最も利益の取れる穀物を生産する。従って年度によって各国の胡麻生産量・輸出量は大幅に増減することがある。</p> <p>2)胡麻は日本ではほとんど生産されておらず99.99%輸入に頼っているが、上記の様な状況下日本の輸入相手国は多岐に亘っており、昨年度だけでも20カ国以上から、この10年間を見ると40カ国以上から輸入している。</p> <p>3)胡麻は天産物の為に品質は気象条件に大きく影響を受ける為、国毎に又同じ国でも年度毎に品質が異なる場合がある。又胡麻油は非常に種類が多く、極端な小ロット多品種の製造を余儀なくされており、一定の品質の胡麻油を製造するには複数産地の物を混合して使用しなければならない。</p> <p>4)以上の様な現状では原料原産地を表示することは不可能であり、どうしても表示するとなると使用する可能性のある産地3～40カ国を列挙する方法しか考えられず、消費者により混乱を与えることになり全く現実的ではない。</p>

意見提出者	題・ご意見
かどや製油株式会社	<p data-bbox="481 194 1093 225"><u>ごま油およびごま製品の原料原産地表示について</u></p> <p data-bbox="481 252 2110 339">原料ごまの使用原産地は過去5年間で25カ国と非常に多く、今後増加する可能性もあります。使用にあつては、ごま製品の品質と価格の平準化を目的として、複数産地の原料ごまをブレンドして使用します。また、製造工程では連続式に加工され、そして各々の製品規格に合致するためにいくつかの半製品の段階や最終の充填段階で多くの原産国由来の半製品が混合されますので、その組み合わせも多種多様になります。</p> <p data-bbox="481 344 2110 488">以上の説明からご覧察頂けますように、製品に原産地表示をするためには膨大な種類のラベルを用意する必要があり、充填工程での作業の途中で頻繁にラインを止めてラベルを変更する必要が生じる為、原料原産地表示は、非現実的な問題と認識しております。仮に、原産地表示を行おうとすれば、原料調達から製品製造までの弊社の現行システムを全て変更する必要があり、そのためには膨大な時間と費用に迫られ、会社の存続すら危ぶまれる事態が予想されます。また、それらが出来たとしても、現在お客様にお約束している安定した品質、安定した価格、安定した供給についても保証の限りではなくなる可能性があります。</p> <p data-bbox="481 493 2110 638">以上のことより、商品毎に原産地を表示することは現実的に不可能であると考えます。メーカーには消費者の方々に商品情報をお伝えする責務があることに異論はございません。しかし、製品の品質及び安全性は原産地のみによって維持されているものではなく、我々メーカーの技術向上の努力や改善の努力が加わることにより維持されているものです。さらには国際的な原料調達競争に対して安定供給するための企業努力も欠かしておりません。このような状況の下で、現行制度に原産地表示を追加した場合、消費者の方々は原産地情報のみで品質や安全性が判断されるようになり、大きな誤解を招くことになりかねないと考えます。</p> <p data-bbox="481 643 2110 699">製品の品質や安全性は、産地情報だけでなく、その企業の取り組みや管理体制などを把握して初めて判断されるものと考えます。そのためには、ホームページやお客様相談窓口などから製品情報を説明し、消費者に真の理解を得ることに努めた方が、消費者にとって有益であると考えます。</p>